

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

3月11日発行

Vol.443

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



東日本大震災に伴い 本県に避難されている世帯の 現状と今後の意向を とりまとめました

県では、本県に避難している世帯を対象に、避難生活の現状と今後の意向について調査を行いましたので、その結果をお知らせします。

■調査の概要

- ・調査目的 避難生活の状況を把握するとともに、今後の支援の検討に生かすため
- ・調査期間 令和元年11月6日～令和元年12月2日
- ・調査方法 郵送によるアンケート調査（悉皆調査）
- ・調査対象 本県に避難している世帯
- ・回答数 349世帯（回答率42.3%）



14ページをご覧ください。

目次

●被災自治体News

南相馬市 -----	2
浪江町 -----	4
双葉町 -----	8

●新潟県

・東日本大震災に伴い 本県に避難されている世帯の 現状と今後の意向を とりまとめました -----	14
--	----

●NEXCO東日本

・「原発事故による 母子避難者等に対する 高速道路の無料措置」の 期間延長について -----	17
--	----

●交流ルームひばり通信

・3月の「ひばり」 -----	18
-----------------	----



南相馬市からのお知らせ

ひとり親家庭支援奨学金（民間）制度

3月6日HP更新

令和2年度「夢を応援基金『ひとり親家庭支援奨学金制度』」の募集を行います。

この奨学金はローソングroupと全国母子寡婦福祉団体協議会（全母子協）が力を合わせ、ひとり親家庭を応援する給付型奨学金です。期日内に必要な書類を提出してください。

募集人数

全国400人（各都道府県の募集人数枠は最低4人以上）

対象者

中学校3年生、高等学校1年～3年、高等専門学校1年～3年などに在籍する生徒

注意 通信制の場合は、高校卒業資格があること

申請資格

1. ひとり親世帯（母子家庭、父子家庭など）であり就学に関して経済的に困難な生徒
2. 夢を実現するための意欲があり、社会への貢献を希望している品行方正な生徒
3. 全国母子寡婦福祉団体協議会加盟団体の会員、および入会を希望する方の子ども(生徒)
4. 会員登録している加盟団体、および入会を希望する団体代表者が奨学生として推薦するにふさわしい生徒（福島県、高知県、神奈川県（横浜市・川崎市は除く）は全国母子寡婦福祉団体協議会にて会員登録可能）

注意 以下の場合は申請（応募）の対象外となります。

1. 保護者、扶養家族の世帯一人当たりの平均収入額（2019年）が100万円以上の場合
2. 2019年度（前学年）の学校出席率が80%未満の場合
3. 兄弟姉妹による複数の申請があった場合の年少者（1世帯1人の申請）

奨学金支給について

月額3万円

- 給付型のため返還は不要です。
- 毎年実施する選考（毎年申請）に合格した場合、高校卒業まで支給可能（高等専門学校などの場合は3年生終了まで）
- 令和2年度は令和2年4月1日～令和3年3月31日までの1年間

次ページへ続きます 

応募書類などの請求

全国母子寡婦福祉団体協議会のホームページから取得してください。

※全母子協で検索

<http://zenbo.org/>

**応募書類の提出期限**

令和2年4月28日（火）必着

書類送付先・問い合わせ先

会員登録している団体、会員登録を希望する団体、居住地の団体に提出してください。

※ 全国母子寡婦福祉団体協議会ホームページから検索し、ご確認ください。

▶ 募集案内

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/20200304_2j7f0.pdf

**▶ 申請書**

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/20200304_f11xj.pdf

**▶ 申請書記入要領**

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/20200304_21g0r.pdf

**▶ 個人調査書**

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/20200304_7fq4h.pdf

**▶ 奨学金制度規程**

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/20200304_mz695.pdf



問い合わせ

こども未来部 こども家庭課 子育て支援係

TEL 0244-24-5215

今週の番組 60分 ※パソコン視聴

番組内容 [3/6～3/13]

1. オープニング&今週の番組 [2分]
2. 南相馬市長3月定例記者会見 [15分]
3. はじめようプロジェクト～Again～ 前編 [22分]
4. ふくしまみらいビジネス交流会 in 福島ロボットテストフィールド [12分]
5. パノラマ360° FLIGHT No.001【原町区市街地】 [3分]
6. 南相馬市民の歌 [4分]
7. リクエストアワーのお知らせ [2分]



みゆーくん



浪江町からのお知らせ

【4/1から変更】ADRセンター各支所の開所日・所在地が変わります

3月3日HP更新

4月1日から、原子力損害賠償紛争解決(ADR)センターの県北・会津・いわき支所の開所日が変わります。

また、会津支所の所在地が変わります。

【ADRセンター各支所の開所日と所在地】

名称	所在地	開設日
福島事務所	郡山市方八町1-2-10 郡中東口ビル2階	月～金曜日 (祝日を除く)
県北支所	福島市霞町1-52 福島市市民会館503号室	月・水・金曜日 (祝日を除く)
会津支所	会津若松市追手町7-5 福島県会津若松合同庁舎新館2階 ミーティングルーム2	火・木曜日 (祝日を除く)
いわき支所	いわき市平字小太郎町1-6 いわきセンタービル4階	月・火・木・金曜日 (祝日を除く)
相双支所	南相馬市原町区本町2-1 南相馬市役所北庁舎2階	月～金曜日 (祝日を除く)

問い合わせ

総務課 賠償支援係

TEL 0240-34-4638

浪江町民のADRの和解事例を掲載します【3月9日更新分】

3月9日HP更新

原子力損害賠償紛争解決センター（以下、ADRセンター）のHPでは、1632件の和解事例が公開されています。

申立ての参考にさせていただけるよう、この和解事例のうち、浪江町民が申立人のものをまとめました。（3月9日更新分）

和解事例No.1628

帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら夫婦の平成23年3月分から平成29年5月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人妻は身体障害等級3級であり、複数回入院をしたこと、申立人夫も申立人妻の介護をしつつ、自らも手術、入院を余儀なくされたこと等を考慮して、申立人妻については月額3万円が、申立人夫については月額1万円または月額1万5000円が、それぞれ賠償された事例。

- 和解金額 3,220,000円〔精神的損害〕

和解事例No.1624

帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら母子の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故に伴う避難により家族の別離を余儀なくされたこと等を考慮し、家族別離が生じた後の平成23年6月分から申立人らが新たに購入した一戸建て住宅のリフォーム工事が完了した平成26年3月分まで、月額3万円が賠償された事例。

- 和解金額 1,020,000円〔精神的損害〕

和解事例No.1623

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母および子3人）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、父母が避難先で乳幼児である子の育児をしたことによる負担等を考慮し、平成23年3月分から末子が小学校に入学する前月である平成29年3月分まで、避難先の居住環境や育児の状況等に応じて、月額7万2000円から月額1万円までの範囲により算定した金額が賠償された事例。

- 和解金額 1,832,000円〔精神的損害〕

和解事例No.1622

帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人妹について、同区域（大熊町）所在の病院に入院中であった申立人姉が、原発事故に伴い転院した（当初は県外の病院。後には県内の別の病院）ために増加した面会交通費の増加分につき、申立人妹の陳述等により認定した面会回数（県外の病院については年3回、県内の病院については月3、5回）に基づいて算定した交通費増加分から東京電力による既払金を控除した残額が賠償された事例。

- 和解金額 174,659円〔避難費用（生活費増加分等を含む）〕

次ページへ続きます 

和解事例No.1621

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らの平成23年3月分から平成27年12月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、家族別離を余儀なくされたことを考慮して月額3万円が、また、要介護者を介護していた申立人についてさらに月額3万円（ただし、直接請求における既払い分合計18万円を除く。）が賠償された事例。

- 和解金額 3,480,000円 [精神的損害]

和解事例No.1620

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、1. 家族別離を余儀なくされたことによる日常生活阻害慰謝料（増額分）として、別離を余儀なくされた期間（平成23年5月分および同年9月分から平成27年7月分まで）につき月額3万円が、2. 原発事故前は自家消費用の米および野菜を栽培していたことを考慮し、直接請求手続で自家用野菜に係る賠償として支払われた26万5000円とは別に、平成23年3月分から平成27年7月分までの食費増加費用として26万5000円が、3. 原発事故前は井戸水を利用してしたが、これを用いることができなくなり、また、世帯分離が生じたこと等を考慮し、平成23年9月分から平成27年7月分までの水道光熱費増加分として23万5000円が、4. 農機具に係る財物損害につき取得価額、耐用年数および原発事故時点における経過年数等を考慮し、最終残価率を2割、耐用年数を30年（トラクターは40年）として算定した金額から直接請求手続で支払われた金額を控除した234万8757円が、それぞれ賠償された事例。

- 和解金額 7,035,220円 [精神的損害] [避難費用（生活費増加分等を含む）]
[財物損害]

和解事例No.1619

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人について原発事故前は自家消費用の野菜を栽培していたことを考慮し、直接請求手続で自家用野菜に係る賠償として支払われた8万8750円とは別に、平成23年3月分から平成28年11月分までの生活費増加分として野菜購入費用25万6250円が賠償された事例。

- 和解金額 286,470円 [避難費用（生活費増加分等を含む）]

その他の和解事例はADRセンターのHPをご覧ください。

▶ ADRセンターHP【和解仲介の結果の公表について】

http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1329134.htm



次ページへ続きます 

ADR申立てをするには？

ADR申立てを行うには申立書をADRセンターに提出することが必要です。
申立書の取得等は以下のページをご覧ください。

▶ 浪江町HP【個人でのADR申立てについて】

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/1/20439.html>



ADR申立てについて「よくある質問」を掲載しています。

▶ 浪江町HP【賠償（ADR申立て）よくある質問】

<https://www.town.namie.fukushima.jp/life/21/65/170/>



問い合わせ

総務課 賠償支援係

TEL 0240-34-4638

浪江町民の避難状況（2月29日現在）

【都道府県別】（福島県外）

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	56	長野県	52	愛媛県	8
青森県	38	岐阜県	16	高知県	5
岩手県	37	静岡県	52	福岡県	19
宮城県	915	愛知県	41	佐賀県	4
秋田県	43	三重県	7	長崎県	10
山形県	123	滋賀県	5	熊本県	6
茨城県	985	京都府	33	大分県	5
栃木県	472	大阪府	65	宮崎県	10
群馬県	134	兵庫県	20	鹿児島県	8
埼玉県	660	奈良県	5	沖縄県	17
千葉県	564	和歌山県	-	国外	12
東京都	838	鳥取県	-	合計	6,148
神奈川県	419	島根県	4	(前月 6,156)	
新潟県	331	岡山県	22		
富山県	15	広島県	10		
石川県	27	山口県	1		
福井県	11	徳島県	1		
山梨県	37	香川県	5		

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	2,531	天栄村	1	古殿町	1
会津若松市	200	下郷町	4	三春町	71
郡山市	1,757	南会津町	9	小野町	13
いわき市	3,229	北塩原村	2	広野町	43
白河市	246	西会津町	2	檜葉町	17
須賀川市	145	磐梯町	4	富岡町	11
喜多方市	19	猪苗代町	23	川内村	4
相馬市	453	会津坂下町	19	大熊町	3
二本松市	1,054	金山町	1	浪江町	852
田村市	70	会津美里町	9	葛尾村	5
南相馬市	2,016	西郷村	144	新地町	86
伊達市	110	泉崎村	5	飯舘村	2
本宮市	481	中島村	2	県内	2
桑折町	137	矢吹町	30	合計	14,114
国見町	29	棚倉町	6	(前月 14,127)	
川俣町	59	塙町	2		
大玉村	190	石川町	6		
鏡石町	8	玉川村	1		

避難者総数

20,262

(前月 20,283)



双葉町からのお知らせ

町長メッセージ

3月1日HP更新

町民の皆さまへ

3月を迎えました。東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から早いもので9年の月日が過ぎようとしています。全町避難という世界にも類を見ない非常事態に見舞われ、長い間町民の皆さまに町の復興や帰還について具体的にお示しすることができない状況が続きましたが、念願であった双葉町の復興を目に見える形で町民の皆さまに実感していただくことができるようになりました。

今月4日には浜野、両竹地区の避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺等の一部区域の避難指示が解除され、特定復興再生拠点区域内全域の立入規制が緩和されます。それに伴い双葉町コミュニティセンターにて双葉町役場コミュニティセンター連絡所を開設し業務をスタートさせます。

また7日には、整備を進めていた常磐自動車道、常磐双葉インターチェンジの供用が開始されます。

さらに14日は、JR常磐線の全線開通に合わせて東西自由通路を兼ね備えた新しい駅舎が完成します。東京と仙台を結ぶ特急列車が双葉駅にも1日上下3本ずつ停車するほか、普通列車は1日各11本停車します。町民の皆さまも是非お越しいただき、新しい駅舎や町の復興状況をご覧ください。

本年夏頃には、福島県で整備を進めている「東日本大震災・原子力災害伝承館」が完成予定で、また、隣接して町が整備している産業交流センターについても計画どおりに建設工事が進んでおり、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催時に開業できるよう、整備を進めております。東日本大震災・原子力災害伝承館、産業交流センターを活用した情報発信を行うことにより、周辺の施設とも連携しながら、被災地への人の流れを生み、本格復興に向けた推進力としての役割が期待されます。さらに、中野地区復興産業拠点には12件17社の企業の進出が決まっており、順次、操業が始まっていきます。

「住む拠点」として整備する駅西側地区においては、用地取得が進んでおり、令和4年春頃の居住開始を目指して、帰還者向け戸建て住宅32戸、帰還者や就業者向け集合住宅56戸の建設、分譲地の整備など帰還後の環境整備を進めております。

次ページへ続きます 

双葉町の基幹産業である農業については、農業の復興・創造を目指し、耕作再開に向けて地元農業者と連携して、農地の保全管理組合の設立準備等を目指し鋭意取り組んでおりますので、町民の皆さまの一層のご理解をご協力をお願いいたします。

ようやく念願であった帰還に向けた事業が動き、目に見える形で取り組みをお示しすることができるようになりました。しかし、まだまだ復興に向けて乗り越えなければならない多くの課題があります。双葉町を必ず復興させるという強い信念のもと、着実に事業を進めてまいり所存です。

震災から丸9年にあたる3月11日にはいわき市錦町において「東日本大震災双葉町追悼式」を挙行いたします。震災で亡くなられた方、またふるさとに帰ることができずに無念のまま避難先で亡くなられた方々に対し、心からご冥福をお祈りするとともに町への帰還に向けて復興事業が着実に進んでいることを報告したいと思います。

今年に入り、中国湖北省武漢市での発生が確認された新型肺炎コロナウイルスの感染が全世界に急速に拡大しており、日本国内の死者も出て連日のようにマスコミが報道しています。過剰に心配することなく手洗いやうがい、マスクの着用など感染症の予防対策が重要であると言われていきますので、感染症に対する正しい知識を身につけるとともに、日ごろから予防対策を励行されますようお願いいたします。

双葉町長 伊澤 史朗

双葉町民の避難状況（令和2年2月29日現在）

【都道府県別】（福島県外）

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	14	福井県	2	広島県	3
青森県	17	山梨県	14	山口県	1
岩手県	11	長野県	16	徳島県	-
宮城県	241	岐阜県	6	香川県	-
秋田県	12	静岡県	22	愛媛県	5
山形県	24	愛知県	4	高知県	-
茨城県	459	三重県	1	福岡県	7
栃木県	157	滋賀県	1	佐賀県	4
群馬県	37	京都府	11	長崎県	5
埼玉県	799	大阪府	7	熊本県	2
千葉県	178	兵庫県	3	大分県	6
東京都	347	奈良県	1	宮崎県	1
神奈川県	169	和歌山県	-	鹿児島県	14
新潟県	139	鳥取県	-	沖縄県	4
富山県	14	島根県	18	国外	7
石川県	11	岡山県	3	合計	2,797

（前月 2,801）

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	241	鏡石町	10	三春町	24
会津若松市	46	天栄村	5	小野町	1
郡山市	671	下郷町	2	広野町	40
いわき市	2,179	只見町	2	楡葉町	6
白河市	185	南会津町	1	富岡町	5
須賀川市	65	猪苗代町	1	川内村	4
喜多方市	6	会津坂下町	11	葛尾村	1
相馬市	57	会津美里町	4	新地町	9
二本松市	18	西郷村	30	合計	4,041
田村市	15	泉崎村	7	（前月 4,044）	
南相馬市	271	中島村	2		
伊達市	12	矢吹町	27	避難者総数	
本宮市	42	棚倉町	13		
桑折町	5	塙町	8		
川俣町	2	石川町	1		
大玉村	9	平田村	3		
				6,838	

（前月 6,845）

「双葉町ありがとうメッセージ」プロジェクト

令和元年度の配信を開始します

3月6日HP更新

平成29年8月「双葉町からのありがとうを全国へ伝えませんか」という呼びかけとともに「双葉町ありがとうメッセージプロジェクト」が始動しました。

このプロジェクトは、東日本大震災以降、町と町民が全国の皆さまからいただいた物心両面にわたる多くのご支援に対し、改めて「ありがとう」を伝えようという思いから生まれたものです。

昨年度までに81本のありがとうメッセージを双葉町公式YouTubeチャンネルに公開しました。

本年度も多くの町民の方に協力をいただき、全19本のありがとうメッセージを撮影させていただきました。

今年度撮影したありがとうメッセージは令和2年3月2日から毎日公開しています。
(土日・祝除く)

配信日	動画No.	お名前	タイトル
3月2日(月)	#82	志賀 仁さん	自宅を開放してくれた知人の心遣いへの感謝
3月3日(火)	#83	大川義秋さん	高校進学を支えてくれた両親と進学先の先生に感謝
3月4日(水)	#84	國分信一さん	故郷を思い出させてくれた双葉町民の皆さんに感謝
3月5日(木)	#85	菅野博紀さん	嫌な思いを打ち消したくれた様々なご支援への感謝
3月6日(金)	#86	山田正晴さん	物心両面で支援してくれた方々への感謝

以降の配信スケジュールについては、順次公開します。

【問い合わせ先】

復興支援員(ふたさぼ) 一般社団法人 ONE福島

支援員事務所：〒974-8212 いわき市東田町2-17-4 ヤマギワビル2-A

TEL 080-2839-9347 (上遠野)

TEL 080-2822-2955 (木幡)

受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ

秘書広報課

TEL 0246-84-5202

3/14JR常磐線全線開通式典ならびに一部避難指示解除および双葉駅再開 記念イベントの中止・延期について

3月6日HP更新

**3月14日に予定していました「JR双葉駅全線開通記念式典」を中止します。
また同時開催「双葉町一部避難指示解除及び双葉駅再開記念イベント」を延
期します。**

3月14日(土)に予定していましたJR常磐線全線開通記念式典ならびに双葉町一部避難指示解除および双葉駅再開記念イベントにつきまして、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を鑑み、下記のとおり式典・イベントを行わないことを決定しました。

中止：JR常磐線全線開通記念式典

延期：双葉町一部避難指示解除および双葉駅再開記念イベント

(ふたば、ふたたび☆ファンダフルフェスタ) ※企画内容など変更の可能性あり
一般社団法人ふたばプロジェクト(イベント主催)

3月1日発送の広報誌などでイベント(ふたば、ふたたび☆ファンダフルフェスタ)の案内チラシが入っていましたが、3月14日にイベントは行いませんのでご注意ください。



問い合わせ

復興推進課

TEL 0246-84-5203

双葉町HP「町長の活動状況」から

報道機関集中取材

2月27日

避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺等の先行的避難指示解除、特定復興再生拠点区域内全域の立ち入り規制緩和、双葉町役場コミュニティセンター連絡所の開所を3月4日に控えて、また3月11日には東日本大震災から9年が過ぎることから、伊澤町長は報道機関に対してのインタビュー取材に応じ、さまざまな質問に答えました。



双葉町減容化施設における廃棄物業務火入れ式

2月27日

双葉町細谷地内に建設されていた廃棄物処理業務を行う減容化施設が完成し、2月27日に火入れ式が行われました。この施設は、双葉町で発生し、または中間貯蔵施設内に搬入された廃棄物の処理業務を行うための施設です。

伊澤町長は、「本施設は、可燃性の除染廃棄物や災害廃棄物等処理する施設であり、町にとりましても復興を加速度的に進める上で非常に重要な施設になるものと考えています」とあいさつを述べました。



夢ふたば人受賞報告

2月25日

復興庁が創設する東北の被災地において課題解決に挑戦する個人、団体の中で活動が顕著な団体に贈られる「新しい東北」復興・創生顕彰の表彰式が2月14日仙台市において行われ、147団体の応募の中から9団体が受賞し、夢ふたば人が受賞団体に選ばれました。

2月25日、夢ふたば人の中谷祥久代表がいわき事務所を訪れ、伊澤町長に受賞の報告を行いました。

伊澤町長は、「全町避難により300年以上前から続いている双葉町のダルマ市の開催が東日本大震災と原発事故により開催が危ぶまれていた中、避難先でのダルマ市の開催にご尽力いただいている功績が認められたことは大変うれしく思います。今後とも町民の絆の維持のためにご尽力いただきますようお願いいたします」と受賞を称えました。



双葉町HP「町長の活動状況」から

企業立地協定を締結

2月19日

北海道帯広市に本社があるホテル運営会社「アルムシステム」（清信祐司社長）と企業立地協定を締結しました。復興産業拠点内にビジネスホテルを建設するもので、木造2階建て3棟でシングルを中心とする客室（134室）と食堂などを備える予定です。

伊澤町長は、「中野地区復興産業拠点内に宿泊施設が立地することにより、ビジネス出張者、就業者、一時帰宅する町民、観光客など多様な方々に実際に宿泊していただくことで、町の交流人口拡大に寄与していただけることを期待しております」とあいさつしました。

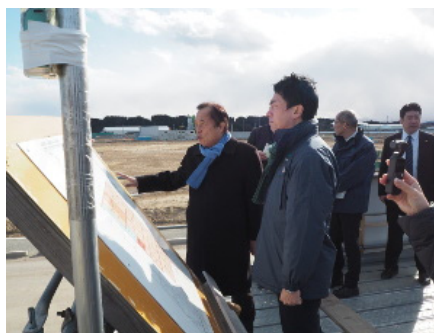


小泉環境大臣が双葉町内を視察

2月9日

小泉進次郎環境大臣が双葉町内の復興状況を視察されました。

伊澤町長は、JR双葉駅周辺の特定復興再生拠点区域内などを大臣とともに歩いて説明するとともに、中野地区復興産業拠点では見晴らし台から復興産業拠点について説明し、町の復旧・復興について更なる加速化と支援の継続について強く要望しました。



東日本大震災に伴い本県に避難されている世帯の 現状と今後の意向をとりまとめました

3月4日

県では、本県に避難している世帯を対象に、避難生活の現状と今後の意向について調査を行いましたので、その結果をお知らせします。

1 調査の概要

● 調査目的 避難生活の状況を把握するとともに、今後の支援の検討に生かすため

● 調査期間 令和元年11月6日～令和元年12月2日

● 調査方法 郵送によるアンケート調査（悉皆調査）

● 調査対象 本県に避難している世帯

● 回答数 349世帯（回答率42.3%）

福島県の避難指示区域内	179世帯(49.6%)
福島県の避難指示区域外	165世帯(37.6%)
他県（宮城県等）	5世帯(20.0%)

※「避難指示区域内」および「避難指示区域外」の区分は平成27年6月15日時点のもの

2 調査結果のポイント

(1) 今後の生活拠点

前回（平成30年度）と比べ、「a.(いずれは)避難元に戻る」が2ポイント増加、「b.新潟県に定住する」が3ポイント増加、「c.避難元県・新潟県以外に移住する」が2ポイント減少、「d.未定」が2ポイント減少した。

子の進学・就職等によって、前回「未定」としていた世帯の一定数において、今後の生活拠点を決定した結果とみられる。

全体として、避難生活の長期化などを背景に、新潟県への定住を望む世帯の割合が高まっている。

回答内容	R1（今回）	H30	H28
a.(いずれは) 避難元に戻って生活する	30%(104世帯)	28%(125世帯)	43%(269世帯)
	区域内26% (47世帯)	区域内30% (65世帯)	区域内33% (76世帯)
	区域外35% (57世帯)	区域外26% (58世帯)	区域外50%(193世帯)
b.このまま新潟県に定住する	45%(157世帯)	42%(191世帯)	38%(239世帯)
	区域内50% (89世帯)	区域内44% (97世帯)	区域内32% (75世帯)
	区域外38% (63世帯)	区域外40% (89世帯)	区域外40%(156世帯)

次ページへ続きます 

回答内容	R1（今回）	H30	H28
c.(いずれは) 避難元県・新潟県以外に移住する	3%(10世帯)	5%(21世帯)	4%(26世帯)
	区域内 3% (6世帯) 区域外 2% (4世帯)	区域内 6% (12世帯) 区域外 4% (9世帯)	区域内 4% (10世帯) 区域外 4% (15世帯)
d.生活拠点をどうするか未定	22%(76世帯)	24%(108世帯)	15%(95世帯)
	区域内20% (36世帯) 区域外24% (40世帯)	区域内20% (44世帯) 区域外28% (63世帯)	区域内30% (71世帯) 区域外 6% (23世帯)

※区域内・区域外その他、宮城県、岩手県、茨城県からの避難世帯がある

(2) 令和2年4月以降の住居

ア.避難指示区域内

「自宅（購入を含む）、親戚・知人宅」が49%、次いで「民間賃貸住宅」が22%となっている。

なお、「応急仮設住宅」については、富岡町および浪江町からの避難者への提供が令和2年3月で終了することなどにより大きく減少している。

イ.避難指示区域外

「民間賃貸住宅」が52%と最も多く、次いで「自宅（購入を含む）、親戚・知人宅」が26%、「公営住宅」が9%となっている。

（単位：世帯）

種別	福島県			
	区域内 n=179		区域外 n=165	
	現在	令和2年4月以降	現在	令和2年4月以降
応急仮設住宅（借上げ住宅・公営住宅を含む無償提供）	50世帯（28%）	22世帯（12%）	—	—
民間賃貸住宅	36世帯（20%）	39世帯（22%）	100世帯（61%）	86世帯（52%）
公営住宅	4世帯（2%）	4世帯（2%）	13世帯（8%）	15世帯（9%）
自宅（購入を含む）、親戚・知人宅	84世帯（47%）	88世帯（49%）	43世帯（26%）	43世帯（26%）
福島県へ帰還	—	8世帯（4%）	—	5世帯（3%）
他県へ移転	—	1世帯（1%）	—	1世帯（1%）
選択が難しい	—	10世帯（6%）	—	6世帯（4%）
未回答	5世帯（3%）	7世帯（4%）	9世帯（5%）	9世帯（5%）

(3) 困りごと、不安なこと（自由記述）

ア.避難指示区域内

「健康（病気を抱えている、放射能の影響への不安）」に関するものが最も多く、次いで「先行き不透明で将来不安」、「生活費の負担が重い」、「家族離ればなれの生活、孤立、頼れる人がいない」などとなっている。

次ページへ続きます 

区域内：回答内容	R1（今回）	H30	H28
健康（病気を抱えている、放射能の影響への不安）	8%（15世帯）	5%	3%
先行き不透明で将来不安	5%（9世帯）	4%	3%
生活費の負担が重い	3%（6世帯）	3%	1%
家族離ればなれの生活、孤立、頼れる人がいない	3%（6世帯）	3%	3%
希望する職が見つからない	3%（6世帯）	1%	3%
借上げ住宅終了後の住居	3%（6世帯）	2%	3%

イ.避難指示区域外

「生活費の負担が重い」に関するものが最も多く、次いで「子育て、学校」、「健康（病気を抱えている、放射能の影響への不安）」となっている。

区域外：回答内容	R1（今回）	H30	H28
生活費の負担が重い	21%（34世帯）	18%	7%
子育て、学校	11%（18世帯）	5%	5%
健康（病気を抱えている、放射能の影響への不安）	8%（13世帯）	6%	3%

（4）行政への意見・要望（自由記述）

ア.避難指示区域内

「避難者への支援の継続」が最も多く、次いで「高速道路の無料措置の延長」、「医療費補助」となっている。

区域内：回答内容	R1（今回）	H30	H28
避難者への支援の継続	3%（6世帯）	5%	1%
高速道路の無料措置の延長	2%（4世帯）	0%	2%
医療費補助	2%（4世帯）	0%	1%

イ.避難指示区域外

「高速道路の無料措置の延長」が最も多く、次いで「避難者への支援の継続」、「情報提供（支援情報・避難元の情報提供）」などとなっている。

区域外：回答内容	R1（今回）	H30	H28
高速道路の無料措置の延長	5%（9世帯）	5%	5%
避難者への支援の継続	4%（7世帯）	12%	2%
情報提供（支援情報・避難元の情報提供）	4%（6世帯）	4%	3%
民間賃貸住宅家賃補助の継続	4%（6世帯）	13%	—

問い合わせ

震災復興支援課 広域支援対策係

TEL 025-282-1732

「原発事故による母子避難者等に対する 高速道路の無料措置」の期間延長について

3月10日

平成25年4月26日から、原発事故により避難して二重生活を強いられている家族の再会を支援する目的で、令和2年3月31日（火）までの間、母子避難者等を対象とした高速道路の無料措置を実施しているところですが、**令和3年3月31日（水）まで継続いたします。**

・実施期間：令和2年4月1日（水）0：00～令和3年3月31日（水）24：00

満18歳に達してから最初の3月31日を過ぎた子どもおよびその父母等は高速道路無料措置の対象外となりますので、証明書を発行した市町村へ返却をお願いいたします。

また、すでに証明書をお持ちで、震災前に居住していた市町村へ帰還された方については高速道路無料措置の対象外となりますので、証明書を発行した市町村へ返却をお願いいたします。

なお、複数の子どもを対象とした証明書のうち、一部の子どもが対象外となる場合や、証明書の内容に変更が生じた場合は、証明書の再発行が必要となりますので、証明書を発行した市町村へ再申請をお願いいたします。

※証明書発行等に関する詳細な手続きについては、証明書を発行した市町村へ直接お問い合わせ願います。

問い合わせ

NEXCO東日本 お客さまセンター

TEL 0570-024-024 （ナビダイヤル）（24時間）

TEL 03-5338-7524 （PHS、IP電話のお客さま）

3月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
新型コロナウイルス感染症対策のため、 3/19までお休みします。				12	13	14
				ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み	ひばり休み
15	16	17	18	19	20	21
ひばり休み	ひばり休み	ひばり休み	ひばり休み	ひばり休み 浜通り配布	春分の日 ひばり休み	ひばり休み
22	23	24	25	26	27	28
	ひばり休み	ひばり休み		ひばり休み 浜通り配布		ひばり休み

問い合わせ

交流ルーム ひばり

(総合福祉センター内)

運営：さんじょうふくしま「結」の会

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[運営時間] 日・水・金 午前10時～午後2時
月 午前10時～正午

※さんじょうふくしま「結」の会

避難者と三条市のボランティアの有志で組織している団体で、「交流ルームひばり」の運営を無償で行っています。「交流ルームひばり」へお気軽にお立ち寄りください。

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市役所 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2020.3.11現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	17	43
原町区	4	7
南相馬市 計	21	50
浪江町	3	11
双葉町	1	3
郡山市	4	9
合 計	29	73

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511